

# 複合問題対策 (社会保険科目編)



社会保険労務士  
山川 靖樹  
(山川社労士予備校)

本試験の択一式問題では、5つの肢すべて異なる分野から出題される“複合問題”が増えてきています。複数分野の知識を短時間で効率よく頭の中から出し入れできるよう、オリジナルの複合問題を題材に、解説、まとめの図表でトレーニングします。



### ～はじめに～

近年の本試験（択一式）の出題形式の傾向をみると、特に社会保険科目を中心に、1つの設問中の5つの肢がすべて異なった分野を用いる問題が増えてきています。このような「**複合問題（だき合わせ問題）**」を解くときには、以下のような点に注意しなければなりません。

- 複数分野の知識を、短時間で効率よく頭の中から引き出す訓練が必要。
- 分野が異なるので、ある肢の正誤判定の知識が他の肢の正誤判定に使えない。

このような特徴について対応するためには、同じ形式でトレーニングを積んでおくことがもっとも効率的です。そこで、今月号の特集では「**五肢択一式**」の形式でこの訓練をします。まず、最初に問題を解いていただき、その後、解答解説、まとめの図表及び解説講義を必要に応じて確認してください。

## I 国民年金法

〔問 1〕 国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権者である65歳の夫が厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合、夫によって生計を維持している第1号被保険者の妻は、第3号被保険者となる。
- B 被保険者が死亡し、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者が、50歳の妻と19歳の長男であった場合、当該被保険者につき保険料納付要件を満たしていたとしても、妻及び長男のいずれにも、遺族基礎年金は支給されない。なお、妻及び長男は、いずれも障害の状態にはない。
- C 障害等級2級の障害基礎年金の受給権者によって、50歳の妻、19歳の長男、16歳の長女が生計を維持している場合、当該障害基礎年金には、224,700円に改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする）に2を乗じて得た額が加算される。なお、妻、長男及び長女は、いずれも障害の状態にはない。
- D 国民年金法第90条第1項の規定により保険料の申請全額免除の適用を10年受けたことがある者であっても、保険料納付済期間を1か月以上有しない場合は、その者が65歳に達したとしても、老齢基礎年金の支給を受けることはできない。
- E 障害基礎年金の受給権者が65歳に達し、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権を取得した場合、「老齢基礎年金と老齢厚生年金」の組み合わせにより支給を受けることはできるが、「障害基礎年金と老齢厚生年金」の組み合わせにより支給を受けることはできない。